

平成 23 年度サステイナブル都市再開発促進モデル事業公募要領

平成 23 年 4 月
環境省総合環境政策局

1. 事業の概要及び目的

京都議定書目標達成計画及び低炭素社会づくり行動計画の策定、昨今の地球温暖化問題に対する国民の意識の高まりなどを背景に、あらゆる事業活動に対して、積極的に温暖化対策を進めることが求められています。また、都市再開発事業においては、新たな土地改変は伴わないものの、人口が多い都市部で実施される事業であるため生活環境等への配慮が必要となります。

環境省では、全国各地の都市部で実施されている都市再開発の機会を捉えて効果的な CO₂ 削減を中心とした環境配慮を図るため、積極的な CO₂ 削減及び環境配慮事項に係る評価やその結果に係る情報発信を行うなどの先進的な温暖化対策等環境対策に取り組む都市再開発事業者に対して支援を行い、都市再開発におけるソフト面でのモデル的な取組を推進します。

2. 公募対象事業

公募の対象となるモデル事業は、市街地において行われる建築物及び建築敷地の整備に関する事業並びにこれに附帯する事業（以下「都市再開発事業」という。）について、国及び地方公共団体を除く事業者が実施する取組のうち、CO₂ 削減及び環境配慮事項に係る調査・予測・評価及び環境保全措置についての検討並びにこれらの取組を住民に周知するための措置、検討会の開催等を講じるモデル的な取組（4. 採択の要件を満たすものに限る。）を対象とします。

3. 公募条件等

- (1) 応募は、都市再開発事業を実施する事業者（以下「都市再開発事業者」という。）による提案を原則とし、都市再開発事業者以外の者が応募する場合は、都市再開発事業者との共同提案によるものとします。なお、都市再開発事業者等によって協議会等を設置している場合は、当該協議会等による応募でも構いません。
- (2) 本事業の受託者は、応募を行った者とし、2 者以上の者が共同で提案を行う場合は、その主たる業務を行う者が一括して受託するものとします。
- (3) 委託事業は、当該年度に行われる事業とします。
- (4) 委託費は、1 件あたり 1,000 万円～2,000 万円程度を想定しておりますが、提案内容に応じ、予算（平成 23 年度は 2 億円）の範囲内で委託します。
- (5) 別途発注される「平成 23 年度サステイナブル都市再開発普及促進等委託業務」の受託者と緊密な連携を図り、当該業務への協力を行うこととします。

4. 採択の要件

本事業の採択要件は以下のとおりとします。

- (1) 取組の対象となる都市再開発事業が、建物単体の対策に加えて、敷地全体を利用した

面的な対策等により積極的にCO₂削減を図るものであること。なお、この場合のCO₂削減対策には、再生可能エネルギーの導入及び省エネ設備の導入等の直接的な削減につながる対策のほか、緑化等のヒートアイランド対策及びリサイクルの推進等の間接的な対策、並びにグリーン電力及びクレジットの導入等のミティゲーションが含まれます。

(2) CO₂削減対策に加えて、都市再開発事業で問題となりうる環境配慮（例えば施工中の騒音・振動、大気汚染、廃棄物等並びに存在・供用時の廃棄物、景観、ヒートアイランド、生物多様性等）を図るものであること。なお、これらの環境配慮事項は都市再開発事業の事業特性や地域特性に応じて、抽出されるものとします。

(3) (1)、(2)に該当する都市再開発事業を対象に、CO₂削減及び環境配慮事項に係る調査・予測・評価その他の検討、取組等を行うとともに、これらについての住民への周知、一般からの意見の募集等により、情報の公開及び関係者の関与を活用して、より効果的に都市再開発事業における環境配慮等を行おうとする*事業であること。その際、事業内容を決定する過程において、事業に関係する主体（地方公共団体、地域住民、学識者等）が参加する検討会等を開催することにより、情報の公開及び関係者の関与を担保すること。ただし、当該CO₂削減及び環境配慮事項に係る対策と関係のない事務は本委託事業の対象外とします。

※ 条例等による環境影響評価を実施する場合は、環境影響評価手続を兼ねて必要な検討、手続を行えばよく、別途新たに手続を行う必要はありません。

5. 事業の選定

一般公募を行い、応募主体より提出された提案をもとに、CO₂削減効果、環境配慮事項の抽出及び対策効果、実現可能性及び先進性等の観点から厳正に審査を行い、予算の範囲内で、優れた事業を選定します。

6. 応募に当たっての留意事項

受託者は、平成24年3月20日（火）までに事業実施結果について環境省に最終報告を行った上で、環境省へ事業報告書を提出するものとします。なお、本モデル事業は、4.採択の要件を満たす取組を国の委託事業として行うものであり、設備等に対する補助は含まれません。

7. 応募の方法について

(1) 応募書類の書式（応募様式）について

応募に当たり提出が必要となる書類は以下の書類とします。応募書類の作成に当たっては、必ず次の電子ファイルをダウンロードし、所定の様式に従って作成するようお願いします。また、応募書類に重大な不備等があった場合は、本モデル事業の選定対象外とさせていただきます。

- ・サステイナブル都市再開発促進モデル事業提案（個票）
- ・サステイナブル都市再開発促進モデル事業経費内訳【別紙】

(2) 応募書類の提出方法について

①提出方法

ア) 電子メールの場合

応募様式の電子ファイルを電子メールの添付ファイルとして、以下のメールアドレス宛てに送信してください。なお、メールの件名(題名)を「平成23年度サステイナブル都市再開発促進モデル事業応募」とし、添付ファイル名に、提案個票、経費内訳の種別及び申請者名(会社名、団体名)を記載してください。

- ・添付ファイル名の例:「提案個票(〇〇株式会社)」
- ・メールアドレス:BAKU_TANAKA@env.go.jp、HIROMI_TANAKA@env.go.jp、
- ・注意事項:電子ファイルを作成する保存形式は、Microsoft社Word2003以下のバージョン形式としてください。使用するフォントについては、一般的に用いないものを使用しないでください。また、電子ファイル作成後Microsoft社WindowsXP SP3上で表示可能であることを確認し、自動解凍ファイル等、圧縮ファイルとせず、電子ファイルの容量自体を極力小さくするような工夫をお願いします。特に図表等を挿入する場合は、十分注意してください。なお、当該電子ファイルにマクロ等の機能を付与しないでください。このようなファイルは速やかに破棄・削除させていただきます。なお、当方のメールサーバーの都合上、電子ファイルの容量が2MBを超える場合はメールを受け取ることができませんので御注意ください。
- ・受領の確認:応募様式を受領した後、送信を行ったメールアドレス宛てに担当者から受領した旨をそのまま返信します。メールを送信後、数日しても返信がない場合、うまく送受信されていない可能性があります。担当まで電話にてお問い合わせください。

イ) 郵送の場合

上記ア)と同様の応募様式を保存したCD-ROMと、応募様式をプリントアウトしたものを6部同封の上、下記宛先まで送付してください。

- ・宛先:〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2 環境省総合環境政策局環境影響審査室 サステイナブル都市再開発促進モデル事業担当
- ・封筒の表に赤字で「サステイナブル都市再開発促進モデル事業応募書類在中」と必ず記載してください。
- ・受領の確認:応募様式を受領した後、様式に記載されたFax番号宛てに担当者から受領した旨のFaxを送ります(もしFaxをお持ちでない場合は担当まで御連絡ください)。数日してもFaxが届かない場合、書類が届いていない可能性があります。担当まで電話にてお問い合わせください。

②提出いただいた応募書類について

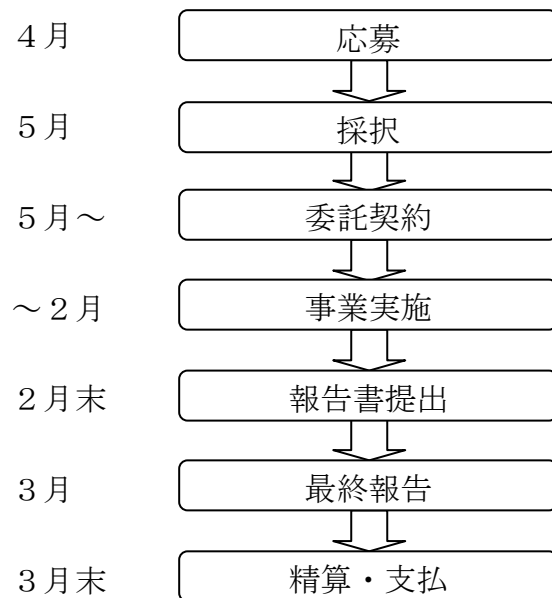
提出いただいた応募書類は、返却いたしません。また、応募書類等に含まれる個人情報は、「平成23年度サステイナブル都市再開発促進モデル事業」以外の目的で使用することはありません。

③応募書類の受付期間

平成 23 年 4 月 18 日(月)～平成 23 年 5 月 23 日(月)必着

※ 応募期間以降に当方に到着した書類のうち、遅延が当方の事情に起因しない場合は、応募事業として受け付けません。

8. 事業の流れ (予定)



9. その他

公募に対する問い合わせは、下記担当者までお願いいたします。

<担当>

〒100 - 8975 東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 2

環境省総合環境政策局環境影響審査室 田中貌、田中宏美

TEL: 03-3581-3351(内線 6232) / FAX 03-3581-2697

Email: BAKU_TANAKA@env. go. jp

HIROMI_TANAKA@env. go. jp